

大津市企業版ふるさと納税

企業の皆さまと一緒に 魅力ある大津に

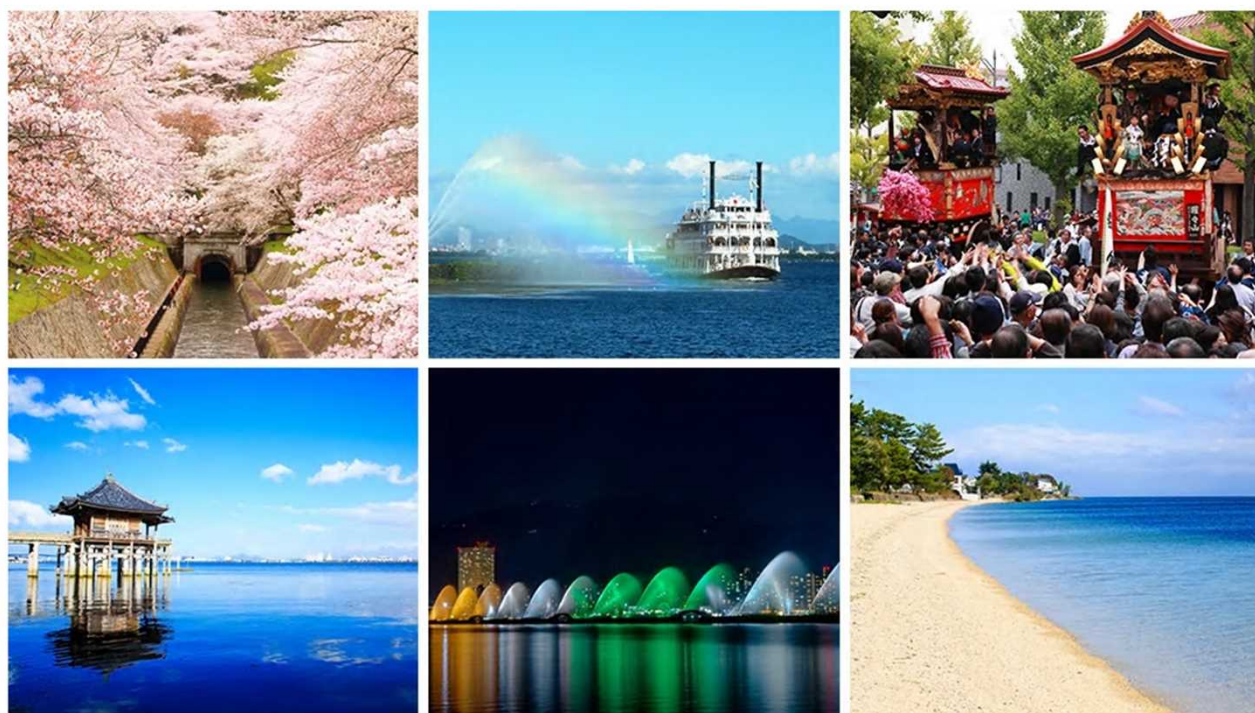


企業版ふるさと納税で大津市の まちづくりの応援をお願いします

「企業版ふるさと納税」制度は、企業の皆さまが、寄附を通じて地方の活性化を応援していただく制度です。地方公共団体による「地方創生プロジェクト」(※)に寄附をされた場合、税制上の優遇措置が受けられます。

この制度の活用を通じ、企業の皆さまとより一層連携しながら、大津市のまちの賑わい創出や地域活性に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

(※) 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画(地方版総合戦略に関連する事業)として、国の認定を受けたもの



企業版ふるさと納税の制度や活用事業、寄附のご相談は
下記の問い合わせ先までご連絡ください

問 い 合 せ 先

大津市政策調整部企画調整課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

Tel : 077-528-2701 E-mail : otsu1001@city.otsu.lg.jp

ホ ー ム ペ ー ジ

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1001/g/furusato_1/index.html



大津市企業版ふるさと納税活用事業

大津市企業版ふるさと納税は、「人口減少に歯止めをかける」、「人口減少に備える社会をつくる」ための戦略である「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた事業について、企業の皆様からの寄附を受けています。下記の事業は、「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた事業の一部です。

※「第2期大津市まちひとしごと創生総合戦略」の全文は、大津市ホームページを参照願います。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1001/g/keikaku/32077.html>



基本目標 1

子育て世代が満足するまちづくり

未来を担う子どもの健やかな育ちを支える施策と、子育て世代を支援する施策を柱としながら、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、結婚、出産、子育てに喜びや幸せを感じられるような支援を行っていくことで、「結婚、出産、子育てをするなら大津市」と高い評価を得て、県内外からの若い世代の転入と定住を促し、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。



【主な取組例】

- 結婚、妊娠、出産、育児に対する意識啓発や情報提供等の切れ目のない支援
- 「コミュニティ・スクール」の推進
- 学校夢づくりプロジェクト 等

基本目標 2

仕事と暮らしが充実したまちづくり

大津市のまちやひと、仕事に関する魅力ある情報を発信し、近隣都市で働く人の移住促進や、UIJ ターンの増加につながる取組を進め、更なる転入者の増加に努めるとともに、地域産業の活性化を図ります。また、地元大学卒業生などの若者や多くの人が、市内で仕事に就くことができるための施策を展開し、魅力ある雇用の創出に努めます。さらに、女性ならではの視点や特性、感性等を生かし、身近な地域ビジネス等の起業を支援し、新産業創出に取り組みます。



【主な取組例】

- おおつ学生・若者就職フェア事業など、多様な人材が活躍できる地域社会を目指した就労支援
- 市内産業の活性化と新産業の創出
- 華麗なる大津野菜生産拡大推進事業 等

基本目標 3

まちの賑わいと地域活性化まちづくり

本市の持つ自然、歴史、文化など魅力ある資源や京都・大阪の大都市に近接している強みを最大限に生かし、人を呼び込むことでまちの賑わいや、地域の活性化につなげるため、国内外への積極的な情報発信を行い、自然、歴史、文化、スポーツを織り交ぜた観光振興の推進を図るとともに、国際会議などMICEの誘致等、魅力あるビジネスの創出に取り組みます。



【主な取組例】

- MICEの誘致による観光振興とビジネスの創出に向けた取組
- eスポーツフェスティバルの開催 等

基本目標 4

持続可能なまちづくり

将来にわたり持続可能なサービスの提供と将来世代に負担を残さないことをめざし、適切なインフラの維持管理、既存ストックのマネジメントなど持続可能なまちの整備を推進します。

また、都市のオアシスとして、琵琶湖をはじめとする自然や歴史、文化を大切に守り育てるとともに、ICT技術を積極的に活用したスマートシティの構築や、MaaSや自動運転の導入も検討し、効率的かつ効果的なまちの形成をめざします。



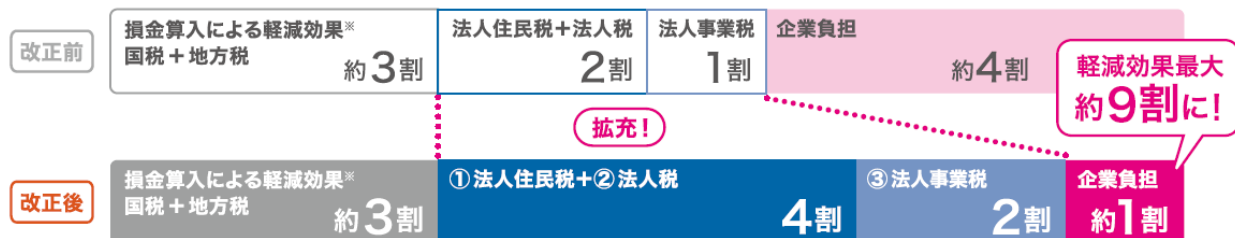
【主な取組例】

- 学校園、その他公共施設の大規模改修等の取組
- AIなどのICT技術を活用した行政のデジタル化の推進 等

制度の概要

企業の皆さまが地方公共団体による地方創生プロジェクトに寄附をした場合、損金算入措置（約3割）に加えて、法人住民税などの税額控除（6割）が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される制度です。（令和6年度まで）また、地方公共団体との協働により、企業活動の領域を超えたSDGs達成にも貢献できます。

【税額控除のイメージ】



← 通常の寄附* → ← 企業版ふるさと納税を活用した寄附 →

※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの 特例措置

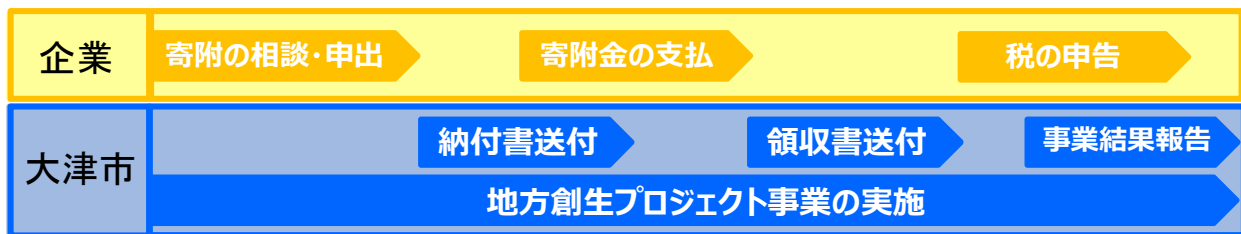
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※出典 内閣府地方創生事務局リーフレット

制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例) 寄附の見返りとして補助金を受け取ること
有利な利率で貸付を受ける など
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。

制度活用（寄附）の流れ



企業にとってのメリット

税の優遇措置

法人関係税が最大9割軽減

社会貢献

企業のCSR活動のPR
[SDGsの達成]



- 市とのパートナーシップの構築
- 地域資源を生かした新事業展開